

市議会だより

平成28年
第2回定例会
第252号

平成28年(2016年)
8月16日発行

発行／小金井市議会

〒184-8504 小金井市本町六丁目6番3号

編集／広報協議会

TEL (042) 387-9947(直通) FAX (042) 387-1225

小金井市ホームページアドレス

http://www.city.koganei.lg.jp/



左上：ヨケ玉とシノブに風鈴を下げた「吊りしのぶ」作り
右上：プレーパークで行われた流しそうめん
下：大勢の観客でにぎわった小金井阿波おどり大会

一般会計通年予算を可決

暫定予算は解消

第3回臨時会の概要

平成28年第3回臨時会(篠原ひろし議長)は、5月19日に開会し、5月24日に閉会しました。

第1回定例会において「平成28年度一般会計予算」(通年予算)が成立せず、行政運営の中断を防ぐため、4・5月の間は暫定予算となっていました。今臨時会で再度、通年予算(第1回定例会で提案された内容に加えて社会福祉協議会の仮移転経費を計上したもの)が提案され、審議を行いました。

5月24日の本会議において、組替え動議と修正案が提出されましたが、いずれも否決後、賛成多数で原案のとおり可決しました。また、本件に関する決議(詳細は8面に掲載)も提案されました。これにより、暫定予算となっていた状態は解消し、通年予算が成立しました。

なお、今臨時会では、副市長(上原秀則氏)の選任に関し同意を求めるとしても提案があり、5月19日の本会議において、賛成多数で同意しました。

第2回定例会の概要

平成28年第2回定例会(篠原ひろし議長)は、6月2日に開会し、6月24日に閉会しました。

今回の定例会では、一般会計補正予算(第1回及び第3回)が提案され、それぞれ6月24日に原案のとおり可決しました。補正予算の内容については、第1回は2面に掲載した内容のもの、第3回は外添前知事の辞任に伴う東京都知事選挙関連経費を計上したものです。

この2回分の補正後の一般会計予算額は、歳入歳出それぞれ403億1千97万3千円となりました。

「6施設複合化」方針変更の経緯

第3回臨時会の5月23日の本会議において、市長から「本市には、防災機能強化に向けた早期の新庁舎建設、福祉会館機能の早期回復、清掃関連施設の再整備の慎重・丁寧な推進という3つの重要課題があり、6施設複合化の一括整備については一旦立ち止まって整理したい」旨が表明されました。その後、第2回定例会の6月22日の全員協議会において、庁内プロジェクト・チームの中間報告が行われました。この際、以前から議会が求めてきた財政計画、スケジュール、新旧提案の比較について中間報告書に含まれていなかったため、質疑に入らないまま、全員協議会は終了となりました。

市長はその後、中間報告に取りまとめられている「防災機能を優先とする複合整備案」を前に進めるための経費を計上した、一般会計補正予算(第2回)を取り下げました。

なお、市長の6施設複合化の一括整備方針の変更について、第3回臨時会・第2回定例会でそれぞれ関連する決議4件(詳細は8面に掲載)が提案されました。

臨時会日誌

〔5月〕

19日 本会議(議案の審議・採決、会期の延長)

23日 本会議(議案の審議、会期の延長)

24日 本会議(議案の審議・採決、議員提出議案の審議・採決)

定例会日誌

平成28年第2回

〔6月〕

2日 本会議(議案の審議・委員付託・採決)

6日 本会議(一般質問)

7日 本会議(一般質問)

9日 本会議(一般質問) 議会運営委員会

10日 本会議(一般質問、議員提出議案の審議・採決、陳情の委員会付託)

13日 議会運営委員会

14日 厚生文教委員会

15日 建設環境委員会

16日 総務企画委員会

17日 予算特別委員会

20日 行財政改革調査特別委員会

21日 資源循環型社会推進調査特別委員会

22日 全員協議会

24日 本会議(委員会付託案件の採決、議案の審議・採決、議員提出議案の審議・採決、陳情の委員会付託)

議会基本条例 特集号

議会基本条例が8月1日から施行されました。条例の内容や各会派のコメント等について、中面に掲載しています。

審議した主な議案

平成28年度 一般会計予算

第3回臨時会の5月19日の本会議に上程し、5月24日の本会議で、起立採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決しました。(詳細は1面に掲載)

賛成討論(要旨)

中山克己(自民党小金井)

本予算は、市民が強く要望している新福祉会館建設関連予算は含まれず、先の定例会での提案内容とほぼ同じ。市長答弁で蛇の目ミシン工場跡地での庁舎と福祉会館施設を中心とした複合化への方針転換が表明された。スケジュールや財源など具体的な計画内容を明らかにしていない。福祉会館を含めた新庁舎の複合建設計画の早期具体化と予算化を進め、市民生活に大きな影響を与える予算の提案を行わず、議会で審議できるように努めることを強く要望し、賛成する。

反対討論(要旨)

渡辺大三(リベラル保守)

市庁舎や福祉会館の建設を急ぐ3点セットが市長案には入っていない。①庁舎建設基金の積立てが全く図られていない。②全議員が市民検討委員会の設置を求めているが、その予算も全く入っていない。③建設を急ぐとなれば、基本設計の予算も計上すべきだが、盛り込まれていない。我々は、それらを盛り込んだ修正案を提出した。庁舎建設や福祉会館建設を一刻も早く行うべきだと考える議員の方々は、ぜひ修正案に賛同し、年間予算を成立させていただきたい。

賛成討論(要旨)

小林正樹(公明党)

再び提案された本予算は、前回提案され大多数が反対し否決されたものとはほぼ同じ内容であった。また、前回の当初予算否決後の暫定予算の組み方も、子どもたちの命を守る小中学校の非構造部材改修工事を含んでいないなど、市民負担への配慮が不十分と言わざるを得ない。以上の取組姿勢から、今後とも期待が薄く、我々は、市民生活に責任ある対応として、本予算の執行を先延ばしにすることは到底できないとして課題を切り分け、賛成する決断をした。

賛成討論(要旨)

鈴木成夫(市議会民進党)

市長公約の市役所庁舎複合化プロジェクトチームを設置し、議会の理解を得るため行ってきた担当の努力に敬意を表する。今後、臨時会で示された4施設2機能優先整備の方針に基づいた検証を行い、防災拠点となる新庁舎、福祉会館機能の早期建設と清掃関連施設の課題解消に向けた努力を重ね、適宜議会や市民へ説明することを要望する。市議会議員各位には、市民生活に大きな影響を及ぼす暫定予算解消のため、本予算へのご賛同をお願いする。

賛成討論(要旨)

露口哲治(小金井自民)

第1回定例会で上程された通年予算案に社会福祉協議会の仮移転の経費が加わったものである。仮移転先として確保されたスペースは必要最低限ではないものの、市民が会議室等多目的

利用ができることとしている。今臨時会では、総合庁舎を中心とした6施設複合化という全く無理な公約を撤回し、庁舎と福祉会館の2施設に方針変更した。その上で、第2回定例会では2施設建設スケジュールや予算、市政全体の財政フレーム等を示すことを強く要望し、賛成する。

平成28年度一般会計 補正予算(第1回)

6月2日の本会議において予算特別委員会(渡辺ふき子委員長)に付託し、6月17日の委員会で審査を行いました。

予算の主な内容は、展示会の広告料等の「はげの森美術館事業に要する経費」(123万8千円)、個人番号カード交付等に伴う「住民基本台帳事務に要する経費」(472万8千円)、民間園1施設の小規模保育施設への移行に伴う「保育施設開設及び改修に要する経費」(千38万5千円)、B型肝炎ワクチン接種の定期接種化に向けた「B型肝炎ワクチン接種に要する経費」(18万9千円)、小・中学校及び教育委員会等が連携して取り組む「不登校児童・生徒支援モデル事業に要する経費」(2千58万9千円)などです。

6月24日の本会議では、起立採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決しました。

反対討論(要旨)

板倉真也(日本共産党)

第一に、武蔵小金井駅南口第2地区再開発事業を、一歩前に進める予算になっていること。「財政が厳しい」と言いながら市の補助金を15億円も投入する再開発事業を進めるために、3か所の自転車駐輪場を撤去しようとしている。第二に、個人情報

報を管理するマイナンバー制度に基づき、個人番号カード普及促進に向けた予算が計上されていること。暮らしを管理し、社会保障の給付抑制へとつながるマイナンバー制度は問題がある。よって反対する。

賛成討論(要旨)

林 倫子(生活者ネット)

増額分の約3分の1が関係機関と連携した総合的な不登校・生徒支援モデル事業の経費であり、評価する。

なお、以下の点について要望する。①子どもの権利条例を持つ市として、子どもの最善の利益を保障する事業とすること。②不登校を本人や家族の問題だけでなく、学校や先生の問題としても改善していくこと。③計画との乖離が明らかになっている待機児童の解消について、国に対して親の働き方と保育士の待遇改善を求めること。

会派名が 変わりました

6月1日付けで、鈴木成夫議員及び岸田正義議員の所属する会派より会派異動届が提出され、会派の名称が次のとおり変更となりました。

(新) 小金井市議会民進党
(旧) 小金井市議会民主党

全員協議会を 開催しました

【5月27日】
▼二枚橋衛生組合ごみ焼却場の都市計画の変更(廃止)について
【6月22日】
▼6施設複合化プロジェクト・チームの中間報告書について

閉会中の委員会日程及び審査案件

資源循環型社会推進調査特別委員会

7月20日(水) 午前10時
▶廃棄物の3R(リデュース=発生抑制・リユース=再利用・リサイクル=再生利用)を推進し、循環型社会を構築するための調査

行財政改革調査特別委員会

7月28日(木) 第4回臨時会終了後
▶行財政改革に係る諸問題の調査

厚生文教委員会

7月29日(金) 午後1時
▶障がい表記へ改めることに関する陳情書
▶住民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックに向けて「受動喫煙防止条例」の早期制定を求める陳情書
▶介護保険料の特別徴収に関する陳情書
▶「小金井橋」という石製の旧欄干保存に関する陳情書
▶2025年問題に向けての地域包括ケアシステム構築に関する諸問題の調査
▶子どもに関する諸問題の調査

建設環境委員会

8月5日(金) 午前10時
▶小金井市道路行政の正常化を求める陳情書(2)

- ▶小金井市道路行政の正常化を求める陳情書(3)
- ▶都市整備部長は市民と市議会に対し、公正な資料に基づき、曲解することなく誠実に対応することを求める陳情書
- ▶小金井公園のフリーマーケット開催に関する陳情書
- ▶市民の土地所有権を侵害する「小金井市道路区域の境界線標示事務処理要領」の見直しを求める陳情書
- ▶武蔵小金井駅南口第2地区再開発計画について、域内権利者の同意状況の検証を求める陳情書
- ▶「(仮称)はげと野川の緑と水辺を守り育てる条例」制定を求める陳情書
- ▶駅周辺の開発・整備に係る諸問題の調査
- ▶小金井市の環境政策推進に係る諸問題の調査

総務企画委員会

8月22日(月) 午後1時
▶小金井市市民参加条例の一部を改正する条例
▶(仮称)小金井市健全な財政運営の確保に関する条例策定市民検討委員会設置条例
▶職員の給与に関する条例の特例に関する条例
▶第二庁舎の取得に関する陳情書
▶第二庁舎を地主から買い取らないことを求める陳情書
▶東部地域への市政センターの設置を求める陳情書
▶財政援助団体の適正な運営の確保に関する陳情書

- ▶新入職員を消防団に研修配属することを求める陳情書
- ▶「電源遮断装置」に関する陳情書
- ▶市役所の組織改正に関する陳情書
- ▶西岡市長が撤回した「6施設複合化」公約の検証を求める陳情書
- ▶都議会議員定数を検証し、都に意見書の提出を求める陳情書
- ▶公共施設の再配置及び庁舎建設に係る諸問題の調査

議会運営委員会

8月4日(木) 午前10時
8月24日(水) 午後2時
▶小金井市議会議員定数条例の一部を改正する条例
▶小金井市議会事務局職員数及び市議会議員定数の削減に関する陳情書
▶小金井市議会における審議時間、資料要求数の削減に関する陳情書
▶教育長の選任同意にあたって、採決前に、候補者の考えを確認すること等を求める陳情書
▶議会改革に関する諸問題の調査
▶①次期定例会(臨時会を含む。)の会期及び会議日割等、議会運営に関する調査、②議会の会議規則、委員会条例等に関する調査、③議会運営に関する議長の諮問事項について

各案件に対する討論の原稿は、議員が作成しています。

| 議案の審議結果 | | 【会派略称】 | | | | | | | | | | | | | | | | 議決結果 | | | | | | | | | |
|--|--|--|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|------|----|----|----|----|----|----|----|----|------|
| | | 自：自由民主党小金井市議団 共：日本共産党小金井市議団 公：小金井市議会公明党 民：小金井市議会民進党 リ：リベラル保守の会 ネ：生活者ネットワーク 緑：緑・市民自治こがねい 改：改革連合 会：こがねい市民会議 小：小金井自由民主 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 付託先略称 即：委員会付託を省略し本会議で採決 | | ○：賛成 ×：反対 △：退席 議：議長（原則、採決には加わらず） | | | | | | | | | | | | | | | | 議決結果 | | | | | | | | | |
| 総：総務企画委員会 厚：厚生文教委員会 建：建設環境委員会 予：予算特別委員会 | | 自吹 | 自湯 | 自中 | 自遠 | 自中 | 共水 | 共関 | 共板 | 共森 | 公渡 | 公小 | 公紀 | 公宮 | 民鈴 | 民岸 | リ百 | | リ渡 | リ田 | ネ林 | ネ坂 | 緑片 | 緑篠 | 改齋 | 会齋 | 小露 |
| 第3回臨時会 | 平成28年度小金井市一般会計予算 | 即 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| | ↳ 平成28年度小金井市一般会計予算に対する組替え動議（議員提案） | 即 | × | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | 否決 |
| | ↳ 平成28年度小金井市一般会計予算に対する修正案（議員提案） | 即 | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 否決 |
| 副市長の選任に関し同意を求めることについて | | 即 | △ | ○ | × | △ | △ | △ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | 同意 |
| 第2回定例会 | 平成28年度小金井市一般会計補正予算（第1回） | 予 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| | 公益的法人への小金井市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 | 総 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| | 小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例 | 建 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| | 小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例 | 厚 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| | 平成28年度小金井市一般会計補正予算（第3回） | 即 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| | 小金井市議会会議規則の一部を改正する規則（議員提案） | 即 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| | 市道路線の認定について | 建 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| | 市道路線の認定について | 建 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 市道路線の認定について | 建 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | |
| 監査委員の選任に関し同意を求めることについて | | 即 | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | △ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | 同意 | |

| 請願・陳情の審議結果 | | 【会派略称】 | | | | | | | | | | | | | | | | 議決結果 | | | | | | | | | |
|--|---|--|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|
| | | 自：自由民主党小金井市議団 共：日本共産党小金井市議団 公：小金井市議会公明党 民：小金井市議会民進党 リ：リベラル保守の会 ネ：生活者ネットワーク 緑：緑・市民自治こがねい 改：改革連合 会：こがねい市民会議 小：小金井自由民主 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 付託先略称 総：総務企画委員会 議：議会運営委員会 | | ○：賛成 ×：反対 △：退席 議：議長（原則、採決には加わらず） | | | | | | | | | | | | | | | | 議決結果 | | | | | | | | | |
| | | 自吹 | 自湯 | 自中 | 自遠 | 自中 | 共水 | 共関 | 共板 | 共森 | 公渡 | 公小 | 公紀 | 公宮 | 民鈴 | 民岸 | リ百 | | リ渡 | リ田 | ネ林 | ネ坂 | 緑片 | 緑篠 | 改齋 | 会齋 | 小露 |
| 小金井市長及び市議会議員の憲法尊重擁護義務について確認していただくことを求める陳情書 | 憲法第99条に「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」とあり、特別職地方公務員である市長及び市議会議員は憲法尊重擁護義務を負うことについて、改めて確認することを求める。 | 総 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 採択 |
| 女性の人権問題解決を世界に訴えることを日本国政府に求める陳情書 | 日本国政府から全世界に対し、①当時の日本国軍が女性を強制連行し慰安婦としたという記録がないことについて、公式に英文で発表すること、②女性の人権を踏みにじる行為を速やかに止めるよう発信することを要請する趣旨の意見書を政府に提出することを求める。 | 総 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | △ | △ | △ | △ | × | × | ○ | ○ | × | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | 不採択 |
| 小金井市議会議員の定数について、市民意向調査の実施を求める陳情書 | 市議会議員の定数は、議員報酬の「負担者」である市民の多数意思を尊重して決められるべきものであるため、議員定数について市民意向調査を実施し、その意向が定数条例を改正すべきものであれば、平成28年第3回定例会において適切な措置をすることを求める。 | 議 | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | ○ | ○ | × | × | × | × | ○ | ○ | × | 不採択 | |

● 委員会の視察先とテーマ ●

厚生文教委員会

7月13日～14日

- ▽大阪府豊中市（社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカーの取組について）
- ▽富山県富山市（富山型デイサービスについて）

建設環境委員会

7月25日～26日

- ▽山形県鶴岡市（官民連携による空き家・空き地の再生について）
- ▽新潟県新潟市（環境モデル都市アクションプランについて、総合的空き家対策について）

総務企画委員会

7月26日～27日

- ▽岩手県盛岡市（ほほえみと太陽のプロジェクトについて）
- ▽福島県喜多方市（市役所庁舎の建設について）

議会運営委員会

8月1日～2日

- ▽埼玉県所沢市（議会改革について）
- ▽岩手県久慈市（議会改革の検証について）

※ 過去の行政視察報告書は、議会図書室（本庁舎4階）または情報公開コーナー（第二庁舎6階）で閲覧できます。

反対討論（要旨）

田頭祐子（生活者ネット）
日本軍「慰安婦」をめぐる、「軍の関与」は慰安所の設置や慰安婦女性たちの衛生管理や輸送に限定。強制的に連行し慰安婦とした記録は発見できなかった」とあるが、事実誤認。河野談話では慰安所管理にも旧日本軍が関与したと認めている。政府が公表した河野談話の作成過程の検証報告書でも、昨年取消し問題となった吉田証言は河野談話と全く関係がないことは明らか。河野談話以降、歴史研究者により新たな資料の発見も進んでおり、本陳情書に反対する。

反対討論（要旨）

坂井えつ子（緑・市民自治）
市民の意見を聴くことには賛成だが、本陳情書の願意にある調査の意向が定数条例改正を要するならば、今年の第3回定例会で適切な措置を講じるよう求めていく点は拙速であり、賛成できない。まずは議会の役割や二元代表制の周知を進めるべきである。市民の政治参加の大切な手段である投票を通じて選ばれる議員は、市民の代表として市政をチェックし、声を届ける役割を担う。反映されない中で市民の声の担保がない中で定数削減は反対する。

一般質問

(4面～7面)

6月6日～10日

※原稿は市長部局の答弁も含めて各議員が作成しています。

会派の略称

| | |
|----------|-------------|
| (自民党小金井) | 自由民主党小金井市議団 |
| (日本共産党) | 日本共産党小金井市議団 |
| (公明党) | 小金井市議会公明党 |
| (市議会民進党) | 小金井市議会民進党 |
| (リベラル保守) | リベラル保守の会 |
| (生活者ネット) | 生活者ネットワーク |
| (緑・市民自治) | 緑・市民自治こがねい |
| (改革連合) | 改革連合 |
| (市民会議) | こがねい市民会議 |
| (小金井自民) | 小金井自由民主 |

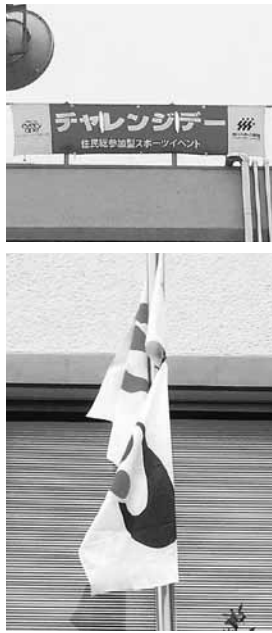
グラントデザイン策定に必要な方針を問う



中山克己(自民党小金井)

市の将来像を幅広く議論できる懇話会的な市民参加の手法を検討したい。誇りの持てる市の創造に向け、新しい目標と具体的な将来をデザインしたい。(イ)庁舎建設予定地での複合新庁舎建設を検討しており、質問に答弁できるような検討はしていない。

■その他、「チャレンジデーの成果と課題」「公共施設2016年問題の影響と今後」「改正公職選挙法への対応」「本庁舎耐震対策の今後」「福祉会館跡地の地上権」「来年度の職員採用試験」「理事者報酬減額への今後の対応」についても質問・提案しました。



チャレンジデー2016PR用横断幕と対戦相手の市章旗掲揚

高齢者住宅に係る経費について問う



露口哲治(自民党小金井)

市は、高齢者住宅164戸を市民サービスとして提供している。これに要する経費は約2億2千万円で、使用料としての歳入は約5千200万円である。単純に1戸当たりの補助金額は100万円以上となり、この金額は平均的な国民年金受給額を上回っている。(ア)高齢者住宅に係る経費を

被災者生活再建支援策と待機児童対策を問う



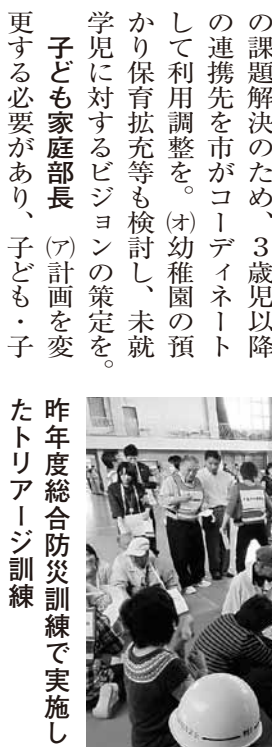
岸田正義(市議会民進党)

①熊本地震で課題となった早期の被災者生活再建のため、(ア)早急に被災者支援システムの導入を。(イ)市の総合防災訓練で罹災証明書発行訓練を行わないか。

■総務部長 (ア)早い導入も想定しながら検討したい。(イ)今年度、罹災証明書発行訓練を行いたい。

②平成28年4月1日現在の待機児童数は速報値で149人。(ア)0歳児推計の誤差に加え、保育希望率の増加が待機児童数減少に至らない原因。早急な今後の推計と方策の見直しを。(イ)現在予定している方策で何人確保できるか。(ウ)その方策で待機児童ゼロを実現できるか。(エ)3歳の壁の課題解決のため、3歳児以降の連携先を市がコーディネートして利用調整を。(オ)幼稚園の預かり保育拡充等も検討し、未就学児に対するビジョンの策定を。

■子ども家庭部長 (ア)計画を變更する必要があり、子ども・子



昨年度総合防災訓練で実施したトリアージ訓練

「地域がいのちを守るまち」実現の課題は



鈴木成夫(市議会民進党)

必要。今後は先進事例も参考に、組織化できるよう取り組みたい。

■環境部長 防災公園の整備計画は、小長久保公園と貫井けやき公園を優先整備する公園と位置付け、用地取得を進めている。整備の際、近隣の方々の声を聞き、防災対応できる整備を検討する必要があると認識している。

②障がい者への合理的配慮提

「食品ロス」への取組を行わないか



小林正樹(公明党)

①日本では、年間千700万トンの食品廃棄物が発生しており、4割は食品ロスである。(ア)食育推進計画に食品ロス対策を明確に掲げるべき。(イ)フードバンクの取組は。(ウ)松本市を参考に、市民全体で食品残渣を減らす取組をしないか。(エ)子ども食堂は孤食の対策として役割を果たす取組めないか。

■福祉保健部長 (ア)平成29年度からの計画の改訂に当たり、具体的取組を盛り込む予定である。(エ)孤食防止に大きな役割を担う引き続き食育の取組強化に努めたい。

■環境部長 (イ)未利用食品について、フードバンクを通じて施設等に届ける施策を今年度中に実施できるよう検討している。(ウ)先進事例を参考に、実現可能な施策を講じる。

②緑小学校のフジの木による緑のカーテンは、ボランティア



ボランティアで育てられたフジの木の緑のカーテン

供の周知と、発達支援コーディネーター設置の検討状況を問う。

■福祉保健部長 昨年12月6日のシンポジウムで普及啓発と意見交換を行い、4月1日の法施行に合わせ、法の趣旨を市ホームページに掲載した。市民に対し、市全体の合理的配慮の取組をどのように周知するかは重要な課題と認識している。児童発達支援センターきらりは、おおむねコーディネーター的役割を果たしている。発達支援コーディネーター設置は、資格の要否、処遇の課題を踏まえ研究したい。

市長の「6施設複合化」 公約撤回について



字や停止線が消えていて見えな
い。歩道に雑草が生い茂り、車
道にはみ出して通行することに
なり危険。対策を講ずべき。

都市整備部長 警察と連携し、
適切に対応。雑草は早急に除草。
③前にも質問したが、武蔵小
金井駅北口ロータリーに街路樹
の植栽がない件について、この
殺風景な状況の改善については
どういった話し合いになっているか。
都市整備部長 警察署と協議
を行った結果、交通島に高木を
植えることが可能になった。冬
場に植栽してまいりたい。

渡辺大三(リベラル保守)
①5月23日の臨時会で、市長
は公約撤回理由として「熊本地
震」「福祉会館利用者の声」を
挙げた。(ア)庁舎の耐震問題は阪
神大震災でも東日本大震災でも
クローズアップされていた。熊
本地震が起きる前は認識が乏し
かったのか。(イ)公約を打ち出し
た時点では、いつまでに新庁舎

を完成させるつもりだったのか。
市長 (ア)東日本、阪神大震災
からも、庁舎は地震・災害に強
いものであるべきという認識を
常々持っていた。熊本地震で思
いを新たにされた。(イ)何年までと
年次をお示しした経過はない。
②東町五丁目の二枚橋の坂か
ら連雀通りまでの交通安全につ
いて、「生まれ」「通学路」の文



止まれる文字や停止線が消え
たまま放置(二枚橋の坂のT
字路)

放課後子ども教室の 今後について



林 倫子(生活者ネット)

教育長が放課後子どもプラン
運営委員会で「平成31年度末ま
でに児童保育との一体化を現
現」という趣旨の発言をしたと
聞いているが、これは市が考え
ているような受皿か。各々、充
実発展させるべきである。(ア)現
在の取組は、(イ)一体型の児童保
育と放課後子ども教室の市の考

えは。(ウ)中学校での居場所につ
いての見解と、今後の活用は。
市内で始まった「放課後カフ
エ」の実践を支援しないか。
生涯学習部長 (ア)平成26年度
の延べ参加人数は3万1千260人。
毎週曜日固定の教室は10教室ほ
どである。(イ)児童保育所と放課
後子ども教室とは、事業の目的
や理屈から、乗り越えるべき



中学生の居場所づくりが始ま
っている。立ち寄る中学生は、
ほんのひと時息抜きをしてそ
れぞれの場所に戻っていく。

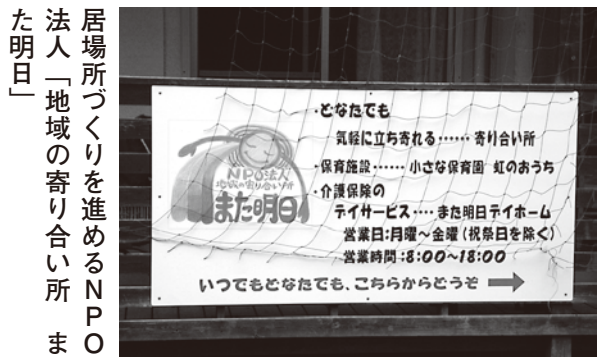
子どもの貧困対策の 取組の充実を



板倉真也(日本共産党)

(ア)子どもの居場所づくりを進
めている団体は、学校側とな
がりたい、行政や学校と当事者
との間のパイプ役・ツールとし
て活用してほしいと述べている。
市は子どもの貧困対策の一環と
して、この思いにどのように応
行いたい、子どもの居場所づく

りに取り組みたいという個人や
グループがありながら、場所が
ない、立ち上げ費用もないとの
声が寄せられている。場所につ
いては、公民館や児童館、ある
いは集会施設を提供すべき。(ウ)
就学援助の認定基準の引下げに
よる3年間の削減額は千57万2
千260円だが、その一方で入学時
学用品費の増額は3年間で46



居場所づくりを進めるNPO
法人「地域の寄り合い所
た明日」

「子ども・高齢者」 地域の中で見守ろう



総務部長 (ウ)防災行政無線の
動作確認とともに、ふれあいメ
ロディーの目的を周知していく。
(エ)こきんちゃんあいさつ運動、
防犯指針の策定等の協議を続け
ている。(オ)登録数は1万400件で、
毎年パンフレットを幼保育園、
小中学校に配布。公共施設に配
置して利用拡大に努めている。

遠藤百合子(自民党小金井)
子どもや高齢者の安全・安心
確保は家族にとって最大の関心
事で、社会全体での取組が必要。
以下について問う。(ア)カンガ
ルのポケットの現状。(イ)下校時
の見守り。(ウ)「ふれあいメロデ
イー」の活用。(エ)安全・安心ま
ちづくり条例の動向。(オ)安全・
安心メール配信システムの利用

拡大。(カ)わんわんパトロールの
実施。(キ)J・Aむさし等、民間事
業者との連携。(ク)高齢者等の見
守りに関する協定の現状と今後。
学校教育部長 (ア)登録は千24
件で、子どもの安全対応マニユ
アルを策定し配布している。一
層の周知徹底に努めたい。(イ)通
学路安全点検マップを自治会等
と情報共有していきたい。

更なる災害対策と 消防団加入促進の取組を



宮下 誠(公明党)

①先般、市はローカルテレビ
の企業と覚書を締結した。この
新たな仕組みを、小・中学校や
公共施設にも導入して、災害対
策に活用してはどうか。
総務部長 今回の覚書締結に
より、屋外スピーカーで放送し
ていた防災行政無線を専用端末
から各家庭で聞けるようになって

た。同時に、緊急地震速報も自
動的に起動して放送される。学
校や公共施設での提供も可能に
なる。検討していきたい。
学校教育部長 ご提案のサー
ビスの端末接続については、全
校で環境は整っている。今後は、
有効性や使用料等の検討も必要。
安全確保の視点から検討したい。
②消防団として活動した学生

迷惑空き家や、 ごみ屋敷対策の強化を



渡辺ふき子(公明党)

①空き家対策特措法施行から
1年となる。(ア)改善状況と今後
の取組は。(イ)劣悪化するごみ屋
敷等の迷惑家屋への対策強化を。
総務部長 (ア)平成20年以降に
頂いた相談120件中、改善は83件
で、うち45件は特措法施行後で
ある。一定の効果があった。今
後、財産権の制約を伴う行政措

置には慎重な手続が必要であり、
協議会の設置も検討したい。
環境部長 (イ)ごみ屋敷の背景
には福祉的な観点もあり、廃棄
物処理法では限界がある。他自
治体のような条例制定には、福
祉保健部との連携も重要となる
ため、今後の研究が必要である。
市長 (イ)庁内連携し取り組む。
②原因不明の激しい痛みが続
く線維筋痛症等の内部疾患や、
内部障がい等の周知、配慮を進め
るために、(ア)医療講演会等で周
知すべき。(イ)ヘルプマークの周
知と、ココバスへのヘルプマー
ク優先席の設置を。
福祉保健部長 (ア)健康課、東
京都とも協議し検討したい。(イ)
東京都と連携してヘルプマーク
の周知強化に努めたい。
都市整備部長 (イ)ココバスは
全席が優先席だが、分かりづら
い。今後も検討したい。
■その他、B型肝炎ワクチンの
予防接種について質問しました。

福祉避難所は充分か やさしい日本語の活用を



集は命を守るため欠かせないが、緊急時の多言語対応は不可能と考える。やさしい日本語を防災無線や安心・安全メール、避難所の掲示物で活用しないか。

坂井えつ子(緑・市民自治)
①福祉避難所について。(ア)17か所で5千296人の要配慮者を受け入れられるか。避難所を増やしていかないか。(イ)周知されているか疑問である。地域防災マップには「二次避難所」と記載されており、一般の方向けの避難所ではないことも分からない。市はどのように周知しているか。

総務部長 (ア)避難生活を送る方は900人と想定している。数は充足しているとは考えておらず、今後も指定施設の拡充に努める。(イ)今年度改訂の防災マップには、福祉避難所(二次避難所)と併記する。福祉避難所の役割についても記載し、周知を図りたい。(ウ)市内には、およそ2千人の外国人が暮らしている。情報取

公共施設の 配置計画を問う



齋藤康夫(市民会議)

公共施設の建設計画は、庁舎建設を最優先とすべきである。理由の第1は、2つの市民検討委員会、1万人アンケート、パブリックコメント等で市民・行政・議会が一致した考えであり、市民との約束といえる。理由の第2は、早期のリース庁舎からの脱却である。6千㎡の床面積

に約20年間で50億円を超える家賃を支払っており、この金額は1万2千㎡の庁舎建設費用に匹敵する。2分の1の面積、2・5分の1の利用期間であることと比較すると、5分の1の効果に対して同じ50億円を費やすことになる。これは40億円の無駄遣いである。(ア)他の施設との合築を理由に建設を遅延すべきで

はない。(イ)本町暫定庁舎の隣接マンションに対して、過去の都市計画によって市は私有財産の侵害を行った。治癒するために、図書館建設と合築するなど、共同作業をすべきである。
市長 (ア)長期的視点に立つて庁舎と複合化を考えた。福祉会館機能の早期の市民利用を目指す。(イ)現時点での考えは持っていない。図書館建設時には庁舎建設予定地へと考えている。
■その他、「教育費多摩26市最低を是正するために現状を研究すべき」と質問しました。



早期の賃貸借契約脱却が求められる市役所第二庁舎



小金井3・4・1号線が事業着手されればムジナ坂も壊される。

小金井市の防災対策



関根優司(日本共産党)

(ア)立川断層の真上に防災センター病院があり、大震災の際に機能しなくなるのではと思うが、市はどうするのか。都の災害対策の在り方には疑問がある。(イ)60年安保改定以来の日米核密約はまだ生きている。横田基地への核飛来も否定できない。万が一の核事故への対応は。(ウ)大災

害時の災害対策本部設置場所と、本部長の体制は大丈夫か。(エ)活断層の真上に防災センター病院を建設するような国・都だが、市は市民の生命・安全・財産を守る責任がある。市長の見解は。総務部長 (ア)小金井市が位置する北多摩南部保健医療圏の災害拠点病院は、武蔵野赤十字病院など4か所である。(イ)見解を述べるとは大変難しいが、地域防災計画に基づき、大規模事故等への対策を都と協議して行うことになる。(ウ)防災行政無線は消防署にも設置されているので、消防署に本部を置くことも考えられる。人員体制については、本部設置基準に基づいて対応する。
市長 (エ)3日分の食料・水などの備蓄を市民に呼び掛けている。自助が大きな部分を占めるが、もちろん小金井市として取り組むべき災害対策については、精一杯取組を進めてまいりたい。

緑中学校の生徒数増加に伴う対策を



水上洋志(日本共産党)

①緑中学校は現在、1・2年生が6クラス、3年生が7クラスで、普通教室はいっぱいである。第三小学校の1・2年生は5クラスで、数年後にこのまま緑中学校に入学すると、緑中学校の普通教室が不足する事態となる。不測の事態に備えて普通教室の増設などの計画をすぐに持つべきである。
学校教育部長 先を見ながら対応策を検討していきたい。
②介護保険制度の問題について問う。(ア)生活援助や福祉用具レンタルの原則自己負担化が検討されているが、中止するよう要望すべき。(イ)新総合事業では、要介護認定を優先すべきである。サービスの後退にならないよう

目的が果たせるよう、必要に応じて国に要望する。(イ)要介護認定を案内し、認定を受ける権利を保障する。新総合事業の趣旨を果たせるよう努力する。
③コパス北東部循環の緑町一丁目交差点付近へのバス停設置と、時間延長を求める。
都市整備部長 総合的に見直す時期である。

大震災発災など 非常時での対応について

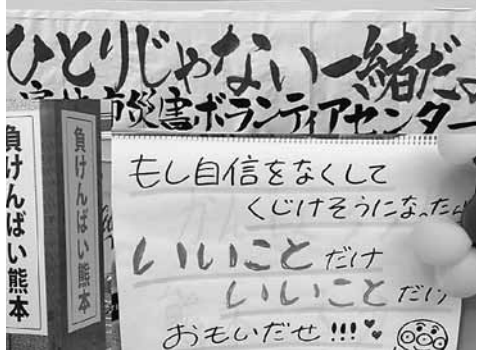


吹春やすたか(自民党小金井)

①市内の小中学校での移動教室や修学旅行などに、MCA無線を携行してはどうか。
学校教育部長 3・11の大震災時、第二中学校の3年生は校外学習中に被災し、港区で一夜を過ごした。電話での連絡が困難だった。提案は大変有効な手段と感じる。運用については市

長部局とも研究していきたい。
②熊本地震の現地視察に基づき、大震災に被災した場合について問う。(ア)支援物資の集積場所として総合体育館を使用する場合、大体育室は地下1階であり、大量の物資の搬入搬出には複数の課題があるのではないか。(イ)避難所の場所と避難後の生活はどうなるのか。

総務部長 (ア)緊急物資輸送拠点として、1番目に総合体育館を指定している。指摘のとおり、課題も多々あることから、スムーズな搬入搬出ができるよう検討していきたい。(イ)避難所は市内の市立小中学校14校になる。運営は、発災初期は市職員等が中心となり、段階的に町会や自治会などでの自主運営に移行する。
■その他、ほんちよう学童保育所に関する質問と、野川、はけの魅力の有効活用についての提案を行いました。



熊本地震「ボランティアセンター」、避難所、市街」で目にした、励ましの言葉

職員の人材育成について



田頭祐子(生活者ネット)

(ア)今年3月の普通退職者は15人。30代の退職職員8人のうち、能力拡充期の採用後10年〜20年の人数は。他自治体への転職理由等の把握は。中途退職者を最小限に留めるのが人事部門の役割では。(イ)市長が考える、目指すべき職員の姿は。これまでのごみ問題、市庁舎問題等の先送

りで、職員のモチベーションを奪っている。公約の「先送りから先取りへ」の実現に向けた施策は。(ウ)職員研修には計画段階からの職員の自主性や、福祉的ニーズに対応した高度な窓口接遇も必要では。(エ)より効果的な人事評価の勤勉手当への反映は。総務部長 (ア)30代は4人。退職理由は個別の事情。やる気を

持ち、男女ともに働き続けやすい環境整備が役割。(ウ)自分に必要な研修を自主的に受けるのが理想的。意識啓発に努めたい。困難事例にも適切に対応できる能力を身に付け、更に良い対応を目指す。(エ)平成28年度評価から一般職にも適用。信頼ある評価のため評価者研修を2回実施。
市長 (イ)市民の笑顔のために頑張れる職員。それには市民協働意識、チャレンジ精神、行政のプロ意識、コスト意識が必要。■その他、学校給食の無償化を提案しました。

改めて問う、 都市計画道路と環境配慮



百瀬和浩(リベラル保守)

① 優先整備路線に選定された都市計画道路3・4・1号線、3・4・11号線について、パブリックコメントの結果、地域住民の活動に鑑みれば、市は東京都に対して見直しを求めていくべきであるが、いかがか。市として都に対して見直しを求めていくのか、基礎自治体としての意向は何であるのか、市長に見解を求める。

市長 3件の陳情が採択されたことは重く受け止めている。総合的に判断し調整を図りたい。

都市整備部長 昭和37年の線が現状に合っていないところもある。都とも調整をしながら、見直しをしていくところは見直す必要があると考えている。

学校給食に地場産野菜を 促進しないか



紀由紀子(公明党)

① 学校給食に地場産野菜を促進しないか。今まで訴えてきたが、使用割合が低い状況である。食育推進基本条例が制定され、第4条で「市は、農業者、JA及び農業委員会と連携し、学校給食等で積極的に小金井産野菜等が利用されるように推進するよう努めるものとする」とあるが、学校給食に取り入れられる割合は小平市の20%と比べ、小金井市は3・5%と大変低い。

農業振興や食育推進の観点から促進していただきたい。(ア)JAと協力し、供給ルートの工夫をしないか。(イ)小平市のように学校給食に地場産農産物利用促進事業補助金を実施しないか。

学校教育部長 (ア)JAとの連携は意義がある。JAと協議させていって進めていきたい。

市民部長 (イ)補助制度の在り方や生産体制、配送体制など先進市の事例を参考に生産者やJAの意見をしっかりと聴取し、市などのような仕組み作りが最適なのか検討していきたい。

② 自転車の利用・交通安全の向上について。(ア)自転車レーン等の自転車の走行空間の整備(ナビマークの推進)を。(イ)子どものヘルメットの購入補助を。

都市整備部長 (ア)有効性を検証する。(イ)啓発活動に努めたい。

見直しをしていくところは見直す必要があると考えている。② 国分寺崖線は市が守っていないかなければならない景観、環境である。暴力的な道路計画に対して、崖線保全のための条例制定を行う考えはないか。

生活再建型の納税相談 就学援助の充実を



片山薫(緑・市民自治)

① (ア)生活困窮者への確実な支援実施のために必要な庁内連携の状況は。(イ)相談者をたらい回しにしないワンストップの窓口を。(ウ)納税課で検討していたファイナンシャルプランナーの活用、債権管理条例の策定は。(エ)早急に家計支援相談の体制の確立を。(オ)子どもの貧困対策では大人への支援が必要。自立相談サポートセンター等が連携して子ども食堂支援やフードバンクの環境整備を。

福祉保健部長 (ア)5月に関係部署の意見交換会を行った。連携の重要性を伝え、協力を求めた。(イ)窓口で待つのではなく積極的なアウトリーチに取り組む。(エ)実態把握、研究を進める。(オ)自立相談サポートセンターは重要な役割を果たすと考える。

市民部長 (ウ)専門チームが理想だが、自立相談サポートセンターとの連携を強化する。債権管理条例は庁内全体で検討する。② (ア)就学援助の認定倍率引下げの影響調査を。(イ)認定倍率を3年かけて引き下げても、入学時学用品費が3千円アップにしなければならない。保護者負担額全体を詳細に調査せよ。

保育所の待機児童ゼロを 目指して



森戸洋子(日本共産党)

① 市議団のアンケート調査で、認可保育所増設を求める切実な声が寄せられている。(ア)計画どおりに保育所を増やせなかったのは。(イ)認可保育所を増やした来年度の待機児童ゼロを目指す計画を立てるべきでは。

子ども家庭部長 (ア)認可基準要件のクリアや用地確保が困難であり、確保に不足が生じた。早期の是正を図っていく。(イ)平成28年度の認定こども園、小規模保育施設の新規開設、認可保育所の開設も早急に検討する。

市長 (イ)平成29年度の待機児童ゼロを目指し、精一杯取り組む。

② 孫育て講座やガイドブックを作成し、子育ての支援を。

子ども家庭部長 民間団体の講座開催への協力や、ガイドブック改訂時に研究していきたい。

③ 都市計画道路の整備について。(ア)事業化計画決定以降の都の動きはどうか。(イ)宮本徹衆議院議員が本計画について地元の理解を得る必要性を問うたのに対し、国土交通大臣は同調している。都に対し、市民と意見交換をするよう働きかけないか。

都市整備部長 (ア)都は自然環境調査を行い、景観や環境に配慮した構造検討を進めていくこと。(イ)都と調整したい。

極的なアウトリーチに取り組む。(エ)実態把握、研究を進める。(オ)自立相談サポートセンターは重要な役割を果たすと考える。

平成27年度 政務活動費収支報告

政務活動費は、議員の調査研究等に必要経費の一部として、議会における会派に対して交付するものです。各会派の収入・支出報告書、支出調書については、市ホームページに掲載します。また、各会派の収入支出整理簿や領収書等は、小金井市情報公開条例の手続きにより公開を請求することができます。

| 会 派 名 | 交付額(A)(※1) | 預金利子(B) | 収入(A+B)(C) | 支出額(D) | 返還額(C-D)(※2) |
|---------------|------------|---------|------------|------------|--------------|
| 自由民主党小金井市議団 | 1,560,000円 | 110円 | 1,560,110円 | 1,270,113円 | 289,997円 |
| 日本共産党小金井市議団 | 1,440,000円 | 61円 | 1,440,061円 | 1,322,819円 | 117,242円 |
| 小金井市議会公明党 | 1,440,000円 | 96円 | 1,440,096円 | 905,508円 | 534,588円 |
| 小金井市議会民主党(※3) | 720,000円 | 30円 | 720,030円 | 596,046円 | 123,984円 |
| リベラル保守の会 | 720,000円 | 80円 | 720,080円 | 679,473円 | 40,607円 |
| 生活者ネットワーク | 720,000円 | 56円 | 720,056円 | 253,057円 | 466,999円 |
| 改革連合 | 570,000円 | 88円 | 570,088円 | 7,046円 | 563,042円 |
| 緑・市民自治こがねい | 450,000円 | 40円 | 450,040円 | 342,782円 | 107,258円 |
| こがねい市民会議 | 360,000円 | 6円 | 360,006円 | 247,093円 | 112,913円 |
| 小金井をおもしろくする会 | 210,000円 | 4円 | 210,004円 | 210,000円 | 4円 |
| 小金井自由民主 | 330,000円 | 27円 | 330,027円 | 97,085円 | 232,942円 |
| 合 計 | 8,520,000円 | 598円 | 8,520,598円 | 5,931,022円 | 2,589,576円 |

※1 会派の所属人数に月額30,000円を乗じた金額を交付しています。
※2 残額は市に返還しています。
※3 平成27年度末時点の会派名です。



小金井市はGNP会員として印刷のグリーン購入に取り組んでいます

この議会報は再生紙を使用しています。*ごみ減量と資源の再利用にご協力ください。この印刷物は、植物性インキ(石油系剤を利用するかわりに植物油を溶剤としたインキ)を使用しています。

意見書・決議の審議結果

【会派略称】 自：自由民主党小金井市議団 共：日本共産党小金井市議団
 公：小金井市議会公明党 民：小金井市議会民進党 リ：リベラル保守の会
 ネ：生活者ネットワーク 緑：緑・市民自治こがねい 改：改革連合
 会：こがねい市民会議 小：小金井自由民主

○：賛成 ×：反対 △：退席 議：議長(原則、採決には加わらず)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|
| 自 | 自 | 自 | 自 | 共 | 共 | 共 | 共 | 公 | 公 | 公 | 公 | 民 | 民 | リ | リ | ネ | ネ | 緑 | 緑 | 改 | 会 | 小 |
| 吹 | 湯 | 中 | 遠 | 水 | 関 | 板 | 森 | 渡 | 小 | 紀 | 宮 | 鈴 | 岸 | 百 | 渡 | 田 | 林 | 坂 | 片 | 篠 | 齋 | 露 |
| 春 | 沢 | 根 | 藤 | 上 | 根 | 倉 | 戸 | 辺 | 林 | 由 | 下 | 木 | 田 | 瀬 | 邊 | 頭 | 井 | 山 | 原 | 藤 | 口 | |
| やす | 綾 | 三 | 百 | 洋 | 優 | 真 | 洋 | ふ | 正 | 紀 | 成 | 成 | 和 | 大 | 三 | 子 | 子 | 薫 | ひろ | 康 | 哲 | |
| たか | 子 | 枝 | 合 | 志 | 司 | 也 | 子 | き | 樹 | 子 | 夫 | 夫 | 浩 | 三 | 子 | 子 | 子 | 子 | し | 夫 | 治 | |

※可決された意見書は、国等への関係機関に送付しました。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第3回臨時議会 | 議案第41号平成28年度小金井市一般会計予算に対する付帯決議 | 今求められているのは、閉館した福祉会館に代わる新施設と、有事の際に防災拠点となる新庁舎の一日も早い建設である。市長は本件一般会計予算の答弁で、実現時期の不透明な6施設複合化案は立ち止まって整理すると明言した。よって、①福祉会館と新庁舎を優先した検討、②建設スケジュールを一日も早く示すこと等を求める。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 西岡市長の市民への謝罪と、(仮称)新福祉会館の早期実現を求める決議 | 5月23日の臨時会で西岡市長から突然、「6施設複合化の一括整備の早期実現は困難」として、新福祉会館と市役所庁舎の優先的整備方針への変更が表明された。市長に対し、自らの公約が破綻したことについて、誠実に市民と議会に謝罪し、早期に本町暫定庁舎用地に(仮称)新福祉会館を市民参加で建設することを強く求める。 | △ | △ | △ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 第2回定例会 | 米軍属による女性死体遺棄事件への抗議と、日米地位協定の見直しを求める意見書 | 女性の尊厳を根底から破壊した米軍属による女性死体遺棄事件に関して、厳重に抗議する。遺族への謝罪及び完全補償を米政府に求め、米軍人・軍属等の綱紀粛正と人権教育、実効性のある抜本的な再発防止策を講ずること、日米地位協定の抜本的な見直し、在沖米軍基地の整理・縮小・廃止と米兵削減の促進を政府に求める。 | × | × | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 政治資金疑惑に対し説明責任を果たさない東京都知事に辞任を求める意見書 | 豪華海外出張や公用車の私的利用、政治資金不正使用問題に対して、都民の怒りと抗議が広がり、どの世論調査でも都知事の説明に「納得できない」「辞任すべき」との声が圧倒的となっている。よって、都知事自ら事実を明らかにして説明責任を果たし、都民に謝罪するとともに、辞任してけじめをつけることを求める。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 原発事故避難者の都営住宅等の追い出しに抗議し、住宅支援の継続を求める意見書 | 都には、避難者に対する「都営団地からの退去通告」説明の在り方を見直し、帰還を迫らず、個別事情を把握し、埼玉県、新潟県、鳥取県のように有効な独自支援策を講じ、経済的・精神的負担なく住み続ける権利を保障すること。国及び福島県には、避難者に対し、来年3月に打ち切る住宅、生活支援を継続することを求める。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に合わせ、合理的配慮の提供を求める意見書 | 5月10日、衆議院厚生労働委員会での「障害者総合支援法改正法案」の審議で、ALS患者の意見陳述が直前の要請により陳述人変更となったことは甚だ遺憾である。国は二度と同じことを起こさぬよう合理的配慮の提供に努め、全ての人が障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に尽力することを求める。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 放射性物質による環境汚染を防止するための法整備を求める意見書 | 福島県では、放射性物質の不十分な除染により、除染済みの地域の再汚染が指摘されている。放射性物質に関する法規制はいまだ未整備であり、土壌汚染対策法等は放射性物質適用除外規定がそのまま残されている。自然環境を守り、誰もが安心して暮らせる社会の実現のため、除染対策と共に、指針となる早急な法整備を国に求める。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 次期介護保険制度改革について高齢者の介護の重度化を防ぐことを求める意見書 | 次期制度改革では、軽度者への生活援助サービスや、福祉用具貸与等給付の見直しを検討している。これらのサービスは、高齢者の自立した生活に役立っている。利用が自己負担になれば、低所得弱者の切捨て、介護度の重度化、給付費増大のおそれがある。介護保険の理念に沿い、生活を支える観点で国に制度改革の検討を求める。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書 | 依然として2万人を越える待機児童の多くは大都市に存在することから、地域の実情に立ったきめ細やかな支援策が重要である。早急に待機児童の解消を図るため、①企業主導型保育の強力な推進、②保育コンシェルジュの機能強化、③公有地等を活用した保育所整備、④保育士の更なる処遇改善等を国に求める。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 食品ロス削減に向けての取組を進める意見書 | 日本では、年間2,797万トンの食品廃棄物が発生し、うち632万トンがまだ食べられる状態で捨てられる「食品ロス」である。この半分は流通過程、半分は家庭から発生している。食品ロス削減に向け、削減目標や基本計画の策定、過剰生産の改善、フードバンク等の取組の拡大、未利用食品活用の仕組みの確立を国に求める。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | タックスヘイブンを許さない取組の強化を求める意見書 | タックスヘイブンを許せば、格差と貧困は広がる。国は、パナマ文書の詳細を把握し、税逃れの疑いのある企業・個人に対して徹底調査と適切な課税を行うこと、国際的な税のルールを策定に当たり、今のOECDの枠組みだけでなく、国連のもとに新しい組織を作るなど全ての国が参加できる仕組みの実現を目指すことを求める。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 若年層の政治参加の積極的な推進を求める意見書 | 若者の政治参加を更に促進するため、自ら考え、判断し、行動する自立した市民を育てる主権者教育に教育現場が安心して取り組める環境を整備するとともに、政治への直接参加の権利である被選挙権年齢について、衆議院議員・地方議会議員・市町村長は20歳、参議院議員・都道府県知事は25歳へ引き下げるよう政府に求める。 | × | × | × | × | × | △ | △ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 西岡市長に対し、全員協議会での議長の発言を重く受け止めることを求める決議 | 6月22日、「6施設複合化」から「4施設2機能複合化」に方針変更した庁内プロジェクト・チームの「中間報告」が示された。しかし、議会の資料要求に市は対応できず、議長から「要求について検討・協議していきたい」と発言があり、関連補正予算は取り下げられた。市長に対し、議長発言を斟酌し真摯に応えることを求める。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 西岡市長に対し、「6施設複合化」公約の事実上の破たんについて、市民への率直な説明と謝罪を求める決議 | 昨年12月に「財政問題と切り離して(建設)できる」として「6施設複合化」を看板公約に掲げ初当選し、5月23日、本公約を事実上撤回した市長に対して以下を求める。①本公約の非現実性と事実上の破たんを率直に認め、市民に説明・謝罪すること、②関連資料の提出、③市財政に鑑み、建設コストの更なる縮減を図ること。 | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

賛成討論 (要旨)
 米軍属による女性死体遺棄事件への抗議と、日米地位協定の見直しを求める意見書

賛成討論 (要旨)
 水上洋志(日本共産党)
 沖縄では、戦後71年、日本復帰からでも44年もの間、「米軍基地あるがゆえの事件・事故」が絶えず繰り返されてきた。県民は、米軍人などによる凶行の犠牲者になる危険と隣り合わせの生活を余儀なくされてきた。県民の命と暮らしを危険にさらし、深い悲しみと苦しみを強いる事態をこれ以上放置することがあってはならない。日米地位協定の見直しと基地の撤去こそ米軍犯罪根絶の唯一の解決策であり、新基地建設は許されない。よって賛成する。

反対討論 (要旨)
 渡辺ふき子(公明党)
 公明党はこの事件を受け、即日、在沖米国籍領事館等関係機関に対し、事件の徹底究明と捜査協力、実行性ある再発防止策、日米地位協定の抜本的な改定を要望した。その後も国に対し、日米地位協定の見直し、返還が決定している在沖米軍基地の早期返還、段階的な整理、縮小等を要請してきた。本意見書の主旨には賛同するが、基地の廃止、米兵の削減については、国防に踏み込むものであり、日米安全保障条約による米軍との協力的体制にも影響するため、反対する。

賛成討論 (要旨)
 宮下 誠(公明党)
 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に合わせ、合理的配慮の提供を求める意見書



賛成討論 (要旨)
 片山 薫(緑・市民自治)
 18歳選挙権が施行されたが、投票年齢が引き下げられたばかりであり、本来は立候補ができる被選挙権も同様の年齢に引き上げるべきである。被選挙権年齢の引下げは、世界的な流れであることは間違いない。主権者意識や民主主義への理解を育て、それが芽生えるような教育体制を整えることと、一般市民が参加しづらい現行の選挙制度や公職選挙法、世界的に見ても異常に高すぎる供託金の見直しが必要である。本意見書の趣旨に賛成する。

次の定例会は平成28年8月29日(月)開会予定です。

議会基本条例特集号

発行／小金井市議会
〒184-8504
小金井市本町六丁目6番3号

編集／広報協議会
TEL (042) 387-9947 (直通)
FAX (042) 387-1225

小金井市ホームページ <http://www.city.koganei.lg.jp/>

小金井市議会のページ <http://www.city.koganei.lg.jp/shisei/gikaijimukyoku/>

議会基本条例が



8月からスタート!

市政の発展に向け活動するための、小金井市議会の最高規範が制定されました。



小金井市議会は、平成23年(2011年)3月、市民の陳情書を採択したことを受け、議会運営委員会及び全会派の代表者による議会基本条例策定代表者会議において、5年余にわたり協議を進めてきました。

昨年、議会だより特集号(平成27年8月11日発行)で条例(案)をお知らせするとともに、市民説明会の開催や、パブリックコメントを実施しました。市民の皆様のご意見も参考に更に練り上げ、平成28年第1回定例会において、全会一致で条例を可決しました。関係例規を整備し、8月1日に条例が施行されました。

今後も、小金井市議会は、市民の負託に応え、福祉の増進及び市政の発展に向けて活動してまいります。

議会改革の取組について

小金井市議会では、これまでも議会改革に取り組んでまいりましたが、条例制定により目的達成を目指してまいります。

これまでの取組

- 自由闊達な^{かつ}質疑の保障
- 少数会派も認め合う議会
- 政務活動費の全ての領収書または支払証明書の提出義務と情報公開
- ほぼ全ての会議のインターネット配信

など

取り組めます! -主な項目-

- 1 わかりやすい議会へ!
◆議会報告会を義務付けました
◆広報協議会を設置し、広報の充実
- 2 議会の力を強化!
◆政策検討会を設置し、政策提案を促進
◆市長が提案する政策等について、発生源、法的根拠、財源の説明を要求
- 3 災害時に速やかに対応!

これから

条例の研修・検証などを行い、更なる議会改革に努めてまいります。

市民福祉の増進へ

議会基本条例に基づく議会報告会を開催します

小金井市議会基本条例第12条に基づき、議会報告会を開催します。

皆様のご参加をお待ちしております。

日時: 10月23日(日) 午後3時~午後5時

会場: 萌え木ホール(商工会館3階)

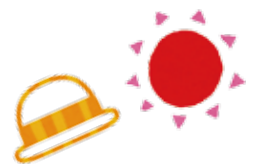
その他: ▶手話通訳あり ▶保育あり
(保育は10月14日までに事前申込)

問合先: 議会事務局 (☎042-387-9947)
(FAX042-387-1225)



(9月6日)

昨年の市民説明会の様子



(8月29日)



第4章 市長と議会の関係

市長と議会の関係

- 第13条** 議会は、二元代表制の下、市長と相互に独立かつ対等で緊張感ある関係を保持するものとする。
- 2 議会は、市長の事務執行が適正かつ公正及び効率的に行われているかについて、監視し、及び評価するものとし、必要と認める場合には、政策立案及び政策提言を通して市長に適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- 3 議会は、議案等の審議に当たって、市長に資料の提出又は情報の提供を求めることができる。
- 4 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、施策等について、その形成過程の説明を求めることができる。
- 5 議員は、議案等の審議に当たっては、適切に論点を整理し、質疑するものとする。この場合において、質疑の論点又は趣旨を確認するため、市長が発言を求めた場合には、議会は、その発言を認めるものとする。

【解説】

- ① 議会は、二元代表制の下、市長と相互に独立かつ対等で緊張感ある関係を保ち、それぞれの責任を果たしていく必要があることを定めています。
- ② 議会が市長の事務の執行の監視及び評価など、議決機関としての責務を果たすため、必要と認める場合には、主に議会としての決議、議員の一般質問、議案に対する修正、委員会における質疑の手法により、政策立案及び政策提言等を行い、市長に適切な措置を求めることを定めています。
- ③ 議会が、議案及び各種計画の審議に当たって、市長に資料の提出、情報の提供を求めることができることを定めています。
- ④ 市長が提案する重要な計画、政策、施策等（以下これらを「政策等」という。）について、議会における十分な審議を行うため、市長に対して、次に掲げる事項について、その説明を求めることができることを定めています。
- 1) 政策等の発生源及び背景
 - 2) 提案に至るまでの経緯
 - 3) 市民参加の実施の有無及びその内容
 - 4) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
 - 5) 総合計画における根拠又は位置付け
 - 6) 政策等の実施に係る財源措置
 - 7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト
- ⑤ 議員は、議案等の審議に当たって、論点を整理して明瞭でわかりやすい質疑を行うこととしています。また、市長が、議員の質問に対して質疑の論点及び趣旨を確認することを認めています。

市長報告

- 第14条** 議会は、市政の重要事項について、市長の報告を求めることができる。

【解説】

市長報告は、原則として市長に権限があります。議会は、市長から市の重要事項について、本会議において報告を受けています。しかし、場合によっては議会として重要かつ必要と判断した事項については、議長を通じ、議会からも市長に報告を求めることができるよう定めています。現に議会の求めに応じて市長が実施してきた経過があります。

全員協議会

- 第15条** 全員協議会は、議会の運営及び都市計画その他重要政策に関する研究及び協議を行う場合に、議長が招集し、開催するものとする。

【解説】

全員協議会は、議長が全議員を招集し、議会の運営や市の重要政策について研究及び協議する場です。また、全員協議会は、市長からの依頼又は議員からの要請があった場合に開催しますが、その判断は議長に委ねられています。

議会の議決事項

- 第16条** 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項に規定する議会の議決事項については、議会が、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、次に定めるものとする。
- 1) 長期総合計画基本構想の策定、変更及び改廃に関すること。
 - 2) その他別に条例で定めるもの

【解説】

長期総合計画基本構想については、国の地域主権改革の下、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断に委ねられることとなりました。議会は、長期総合計画基本構想の策定等については、議決に付すことを定めています。また、法第96条第2項では、議会が議決事項を追加することが認められています。その際には、議会の合意に基づき本条文中に追加していくものとします。別に条例で定めるものとして「小金井市名誉市民条例」があります。

調査及び政策立案

- 第17条** 議会は、その機能を十分に発揮し、積極的に政策立案及び政策提言を行い、市の政策水準の向上を図るよう努めるものとする。
- 2 議会は、前項に規定する機能の強化を図るため、次に掲げる制度を活用することができる。
- 1) 法第100条の2の規定に基づき、学識経験を有する者等に調査をさせること。
 - 2) 政策立案のために、政策検討会を設置すること。
 - 3) 必要な調査及び視察を実施すること。
 - 4) 各分野の専門的な知識を高めるために、学識経験を有する者等による議会研修会を実施すること。

【解説】

- ① 議会としての権能をより高めるため、議員提案条例をはじめとする政策立案及び政策提言を積極的に行うよう努めることを定めています。
- ② ①の機能をより強化するため、法第100条の2に基づく外部の学識経験者等による調査、政策検討会の設置、必要に応じた調査、研修及び視察の実施、学識経験を有する者等による議会研修会を行うことを定めています。なお、政策検討会は全会派が一致した市政の課題を検討し、政策立案をするための組織です。

政務活動費

- 第18条** 会派は、市政に係る調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付を受けることができる。
- 2 政務活動費の交付に関し必要な事項については、小金井市議政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第18号）に定めるところによるものとし、使途基準については、議会の役割及び活動状況を踏まえるものとする。
- 3 議会は、政務活動費の使途及び結果について、公開するものとする。
- 4 会派は、政務活動費の使途及び結果について、説明責任を果たさなければならない。

【解説】

- ① 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴等の、会派として市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させるために必要な活動に要する経費に対して、市から交付を受けることができることを定めています。
- ② 政務活動費の交付に関して必要な事項については、「小金井市議政務活動費の交付に関する条例」で定めています。使途基準については、透明性を高め、適切な執行をするために「政務活動費に関するマニュアル」を作成しています。
- ③ 議会では、政務活動費の全ての支出について領収書又は支払証明書の添付を義務付けています。政務活動費に係る収入・支出報告書及び支出調書については、総務課情報公開コーナー、議会図書室、議会応接室にて閲覧することができ、平成27年6月から市ホームページにおいても公開

しています。

また、領収書及び支払証明書については、総務課情報公開係で情報公開請求を行うことにより、閲覧又は写しの交付を受けることができます。

- ④ 会派は、政務活動費に係る収入・支出報告書及び支出調書について、説明責任を果たさなければならないことを定めています。

議会議務局

- 第19条** 議会は、議長の統理する事務を遂行するため、法第138条第2項の規定により、議会議務局を設置する。
- 2 議会議務局は、前項によるもののほか、議会の政策立案、政策提言、調査活動等を補佐する役割を担うため、体制を充実強化するものとする。
- 3 議長は、法第138条第5項の規定により、議会議務局の職員を任免する。

【解説】

- ① 議会は、議長の統理する事務を遂行するため、法第138条第2項の規定により、「小金井市議会議務局設置条例」を定めています。議会に関する事務及び職員の服務については、「小金井市議会議務局処務規程」を定めています。
- ② 議会議務局は、①によるもののほか、議会の政策立案、政策提言、調査活動等を補佐する役割を担うため、体制の充実強化を図るものとしています。
- ③ 議長は、法第138条第5項の規定により、議会議務局職員を任免することが規定されています。

議会図書室

- 第20条** 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。
- 2 議会は、議会図書室の活用にあたっては、市が設置する情報公開コーナー等に対し、協力を求めるものとする。

【解説】

- ① 議会図書室は、議員の調査研究に資するため、法第100条第19項に設置が義務付けられており、その適正な管理とその充実に努めています。なお、管理、運営等については、「小金井市議会議事図書管理規程」で規定しています。議会図書室は、議員の利用に支障のない限り市職員及び一般市民も利用できることとなっています。
- ② 議会図書室の活用にあたっては、市長部局の情報公開コーナー又は図書館本館に協力を求めることとしています。

議員定数

- 第21条** 議員定数は、この条例に規定した議会としての機能を果たすのにふさわしいものとする。これを基本とし、小金井市議會議員定数条例（昭和26年条例第14号）により定めるものとする。
- 2 議員定数の改正にあたっては、市政の現状及び課題を十分に考慮し、市民の意見を聴取した上で定めるものとする。

【解説】

- ① 議員定数は、本条例に規定した議会としての機能を果たすためにふさわしいものとする。これを基本に、法第91条に基づき、「小金井市議會議員定数条例」により定めています。
- ② 定数の改正にあたっては、市政の現状及び課題を十分に考慮の上で、市民の意見聴取を踏まえて定めることを規定しています。

議員報酬

- 第22条** 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第21号）に定めるものとする。
- 2 議会は、議員報酬の額の改正にあたっては、小金井市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第26号）第2条に規定する審議会の意見を反映するほか、市政の現状及び課題を考慮するものとする。

【解説】

- ① 議員報酬とは、法第203条に基づき、本会議や委員会への出席など市民の負託に応える議員活動への対価として、議員に支給されるものです。議員報酬については、「小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」で定めています。
- ② 議員報酬の改正を行う場合、小金井市特別職報酬等審議会条例第2条に基づき、あらかじめ、当該特別職報酬等の額について審議会の意見を反映するほか、市政の現状及び課題を考慮することを定めています。

条例に関する研修

- 第23条** 議会は、この条例の理念を議員間で共有するために、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

【解説】

- 議員の任期開始後、速やかに、全議員を対象に、この条例に関する研修を実施（補欠選挙で初めて当選した議員には、適宜、研修を実施）し、この条例の理念を議員間で共有することを定めています。講師は、正副議長、正副議会運営委員長の4者で協議し、決定します。

条例の検証等

- 第24条** 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において検証するものとする。
- 2 議会は、前項の規定による検証の結果に基づき、適切な措置を速やかに講ずるものとする。

【解説】

- ① この条例が、目的を達成しているか否かを議会運営委員会で検証することとし、検証する時期については、定期的に行う検証と事態の変化に応じて必要に応じた検証を行うこととしています。
- ② 検証により課題や問題点が確認された場合は、迅速な措置を講ずるよう定めています。

委任
第8章

委任

- 第25条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

付則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。
(小金井市職員の定数に関し地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事項指定に関する条例の廃止)
- 2 小金井市職員の定数に関し地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事項指定に関する条例（昭和24年条例第12号）は、廃止する。
(小金井市議政務活動費の交付に関する条例の一部改正)
- 3 小金井市議政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第18号）の一部を次のように改正する。
第1条中「会派」の次に「(小金井市議会基本条例（平成28年条例第23号）第7条に規定する会派をいう。以下同じ。)」を加える。
第2条を次のように改める。
(交付対象)
- 第2条 政務活動費は、会派に対して交付する。
(小金井市議政務活動費の交付に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 前項の規定による改正後の小金井市議政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

第5章 政策立案に関する調査及び研修

小金井市議会基本条例 条文と逐条解説

前文

小金井市民は、直接選挙によって、市議会議員と市長を市民の代表として選出しています。議会は合議制の議決機関であり、市長は独任制の執行機関です。議会と市長は、それぞれが、二元代表制に基づき、対等な関係に立ち、互いの役割を發揮し、市民福祉を増進させる責務を負っています。

議会にとって重要な役割は、多様な民意を持ち寄って、公開の場で効率的な議論を尽くすことにより、市長の行政執行及び市政の課題について、その論点を明らかにし、市民にとって最善の内容で意思決定を行うことにあります。それらを実現するために、小金井市議会は、これまで市民に開かれた議会、自由かつ適当な質疑を保障する議会、少数会派の活動も認め合う議会を目指し、議会改革に努めてきました。

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権が拡大する中で、議会は、市民の視点に立ちつつ、議会としての自律性を高め、執行機関を監視し、政策を立案する活動を、より充実強化しなければなりません。

また、議会の情報公開を推進して説明責任を果たすことや、市民の多様な意見をくみ取る努力、市民の負託に応えるための更なる自己研鑽が求められています。

小金井市議会は、以上述べた議会の役割と使命を自覚し、地方自治の本旨の実現を目指し、ここにその議会の最高規範としてこの条例を制定するものです。

第1章 総則

目的

第1条 この条例は、小金井市議会（以下「議会」という。）の基本理念、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

前文に掲げた議会の決意を受け、条例制定の目的を明らかにしています。市民代表としての議会が、市民の負託に応え、市民福祉の増進と市政の発展に寄与することを定めています。

他の条例等との関係

第2条 議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は廃止する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。

【解説】

この条文は、前文で表明した最高規範性を具現化するものです。議会に關係する他の条例、規則などの制定改廃や運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、整合性を図っていくものとしています。

なお、法形式的には、この条例と他の条例との間に効力の優劣をつけることはできませんが、この条例の制定目的と規定内容から、この条例は、議会における最高規範性を有していると考えられます。

第2章 議会及び議員の活動原則

議会の活動原則

第3条 議会の活動は、次に掲げる原則を基本とする。

- 市民を代表する議決機関であることを自覚し、最善の判断及び責任ある活動を行うこと。
- 公開性、公正性及び効率性をより一層確保し、市民に信頼される議会を目指すこと。
- 市民の多様な意見を常に的確に把握し、政策立案及び政策提言にいかし、市政に反映させるよう努めること。
- 全ての会派が、意見の違いをお互いに尊重し合い、言論の府にふさわしい議会運営に努めること。
- 議会の委員会条例、会議規則、要綱等を定め、活動するとともに、それらを継続して精査し、必要があれば見直しを行うこと。

【解説】

議会の活動原則についての考え方を明らかにするとともに、議会活動の根拠として条例及び会議規則を規定しています。また、議会の内規として要綱のほか申合せも定めています。

議論及び討議の保障

第4条 議会は、議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。

2 議会は、論点の整理又は合意形成を図るために、各委員会を中心に議員間で討議を行うことができる。

【解説】

① 議会は、議案又は請願及び陳情を審議、審査するに当たり、議会としての機能を發揮するため、様々な立場の議員が公平な発言の機会を認め合い、自由かつ適当な議論を尽くし、よりよい合意形成を図っていくことを定めています。委員会においては、自己の考えを自由に表明でき、活発な審査を行っています。

質疑の目的は、議題に供されている事項への疑義をたずさることであり、そのルールは、会議規則第53条に規定されています。

議会では議員の公平な質疑の場の保障の点から、決算特別委員会及び予算特別委員会（当初予算）では議長を除く全議員が出席することとしています。

② 議会は、お互いに相手の意見を聞き合い論点を整理し、合意形成に努めなければなりません。そのための手段として議会では、議会運営委員会、委員会協議会、議員提出議案の審査等で、議員間で討議ができることを明記しました。

議員の活動原則

第5条 議員は、次に掲げる原則を基本として活動する。

- 市民の多様な意見の把握に努め、個別的な事案の解決にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指すこと。
- 調査活動に基づき、政策立案及び政策提言を積極的に行うこと。
- 小金井市議会議員の政治倫理に関する条例（平成7年条例第27号）に基づき、市民に信頼される議員活動に努めること。

【解説】

議員としての基本姿勢、議会活動における原則を定めたものです。

議員は、市民の多様な意見の把握に努め、個別的な事案の解決にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指すこと。調査活動に基づき、政策立案及び政策提言を積極的に行うよう定めています。議員が予算を伴う条例案を提案するときは、必要に応じて市長と協議します。

また、平成7年に制定した「小金井市議会議員の政治倫理に関する条例」を守るべきことと定めています。

災害時の対応

第6条 議会は、大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、議会としての確かつ迅速に対応するものとする。

【解説】

議会は、小金井市内に地震、風水害その他多数の市民の生命及び財産に影響を及ぼす災害が生じる状況を想定し、「小金井市議会災害時対応マニュアル」を定めています。

会派

第7条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成するものとする。

- 会派は、基本的政策又は理念が一致する議員で構成するものとする。
- 議員は、一人の場合においても、会派として届け出なければならない。
- 議会は、議会運営等において、会派に所属する議員数にかかわらず全会派の活動を保障し、会派間の公平性を確保しなければならない。
- 会派は、議会運営、政策立案及び政策提言に関し、必要に応じて会派間で協議を行い、合意形成に努めるものとする。

【解説】

① 議員が議会内での活動を円滑に行うために、会派を結成することを定めています。また、政務活動費の交付は、会派に対して行われるため、1人でも会派として届け出なければなりません。

② 会派は、基本的政策又は理念が一致する議員で構成する政策集団です。

③ 会派の最少人数を1人とし、全議員が会派に所属することを定めています。

④ 議会の申合せ事項に基づき、会派代表者会議（会派間の協議を行う場）への全会派の出席、本会議及び委員会での発言機会（会派の人数にかかわらず、一般質問は毎定例会ごとに1人1時間以内。委員会では会派の人数による時間制限は設けていないなど）において、会派の構成人数で不平等が生じないように定めています。

⑤ 議会の円滑な運営と政策立案及び政策提言のために、必要に応じて、議会運営委員会、会派代表者会議などで会派間の協議及び交渉を行い、議会の合意形成に努めることを定めています。

市民に開かれた議会

第8条 議会は、本会議、委員会及び全員協議会を原則公開とする。ただし、公開しない場合については、その理由を明らかにしなければならない。

2 議会は、市民が傍聴しやすい環境を整えるよう努めるものとする。

【解説】

① 前文の「市民に開かれた議会」を実現するため、会議の原則公開について定めています。これまで小金井市議会は、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会のほか全員協議会も公開してきました。

公開の原則の具体的な内容としては、一般的には「傍聴の自由」「報道の自由」及び「会議録閲覧の自由」です。小金井市議会では、さらにインターネットによるライブ配信及び録画配信（本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、各協議会）も行っています。なお、会議録は全文記録となっています。

本会議は、出席議員の3分の2以上の者の多数で議決した場合には、秘密会として非公開にすることができます。委員会での議決は、本会議における秘密会の議決のように特別多数議決を必要としません。

公開しない場合としては、個人情報がある場合、公開することによって個人の名誉を傷つける場合、市の施策に著しい影響を与え市民の不利益になる場合等が考えられますが、その理由については、内容に触れない範囲で理由を明らかにすることを義務付けています。

公開の原則及び秘密会の議決要件等は、本会議（地方自治法（以下「法」という）第115条）、常任委員会（小金井市議会委員会条例では第16条、第17条）、議会運営委員会（小金井市議会運営委員会条例第15条、第16条）に各々規定されています。

② 議会が、市民にとって傍聴しやすい環境を作るため、予算の範囲内で傍聴規則の見直しなど、さまざまな配慮に努めることを定めています。

市民の声を反映させる議会

第9条 議会は市長から提案された議案について誠実に審議するものとし、議員は必要に応じて市民の意見を聴く機会を設けるものとする。

2 議会は、請願及び陳情について、次に掲げるところにより、市民からの政策提案として、誠実に審査するものとする。

- 請願者又は陳情者から申出があった場合は、その趣旨について陳述する機会を設けること。
- 請願又は陳情の審査に当たっては、必要に応じて、市民の意見を聴く機会を設けること。
- 議員又は委員会は、条例等の政策立案及び政策提言をするに当たって、必要に応じて、市民との懇談などの手段により、意見を聴く機会を設けることができる。

【解説】

① 議会は、市長から提案された議案について誠実に審議するとともに、各々の議員が市民との懇談などの手段により、意見を聴く機会を設けるよう定めています。

② 請願及び陳情を市民からの政策提案と位置づけ、議会の審議において誠実に審査することを定めています。

具体的な手法として、提案者の意見を聴く機会を設けることを定めており、希望すれば審査前の委員会協議会において、請願者又は陳情者（請願又は陳情が複数人による場合は、それぞれ各1人）は意見陳述を行うことができます。また、これまででも有志の議員で懇談を行っています。

③ 議員又は委員会は、条例等の政策立案及び政策提言をするに当たって、各々の議員が市民との懇談などの手段により、意見を聴く機会を設けることができると定めています。

公聴会制度及び参考人制度を活用する議会

第10条 議会は、公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するよう努めるものとする。

【解説】

公聴会制度は、本会議及び委員会において、議案又は請願及び陳情を審議、審査するに当たって参考とするため、利害関係者や学識経験者等から意見を聴くものです。市民参加の機会の拡大や審議を活性化させるため、積極的に活用していく趣旨で規定しています。

参考人制度は、本会議及び委員会において、地方公共団体の事務に関する調査又は審査のために必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができるものです。公聴会制度同様に、積極的に活用していく趣旨で規定しています。

広報活動及び広聴活動

第11条 議会は、市民の知る権利を保障し、議会と市政に関心を高めるため多様な方法を用いて広報活動及び広聴活動の充実を努めなければならない。

2 議会は、前項の規定を達成するため、体制整備に努めなければならない。

【解説】

① 議会は、市民の知る権利を保障するために、議会と市政についてわかりやすい情報提供をし、議会報やホームページなどを活用した、広報活動及び広聴活動の充実を努めなければならないことを定めています。

② 議会は、広報活動及び広聴活動の体制の整備に努めなければならないとしています。

そのため、議会報の編集及びホームページを所掌する会議規則第119条第1項に基づく正式な協議の場として、広報協議会を設置しました。

なお、広聴活動については、議会運営委員会等で引き続き協議していきます。

議会報告会

第12条 議会は、市民への説明責任を果たすため、議会報告会を年1回以上開催するものとする。

2 議会報告会に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

【解説】

① 議会は、市民への説明責任を果たすために、地域で直接市民に対し議会の活動の様子を知らせるとともに、議会を身近なものにするために、議会報告会を年1回以上開催することを定めています。

② 議会報告会の開催時期、場所、議員の役割など詳細については、議会運営委員会が設置する実行委員会で決めることから、別に定めるとしています。

第3章 市民と議会の関係

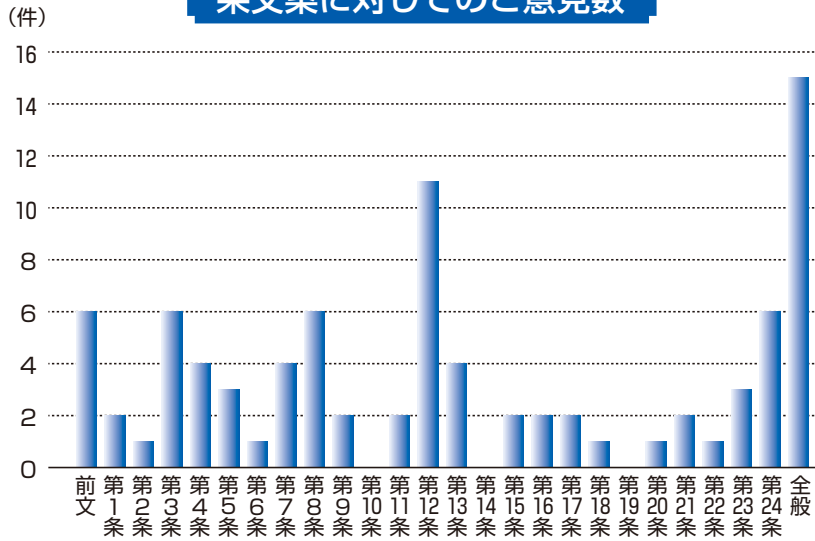
多くのご意見ありがとうございました!

いただいたパブリックコメントから一部をご紹介します

パブリックコメントの募集に先立ち、平成27(2015年)年8月29日(土)及び9月6日(日)の2回、市民説明会を行いました。ここでは35件のご意見を、8月29日から9月28日までのパブリックコメント募集期間には51件のご意見をいただきました。

ここで改めてご意見をくださった皆様に感謝を申し上げますとともに、いただいたご意見も参考に条例を制定したことをご報告いたします。

条文案に対してのご意見数



多数のご意見をいただき、その中には、小金井市議会に対する市民の皆様の強い期待の現れと思われる、大変厳しいものもありました。

議会改革に終わりはありません。いただいた提案を真摯に受けとめ、改革に取り組む多くの自治体議会の事例にも学びつつ、市政の発展に寄与する議会であり続けるべく研鑽に励みます。

前文

議会を「議事機関」とするか「議決機関」とするかのご意見、少数会派についてのご意見などがありました。「議論を尽くして決定する」の意を込めて、「合議制の議決機関」で全体を統一いたしました。文言整理や用語解説のご意見は条文に反映いたしました。

第3条(議会の活動原則)

議会の活動原則を定めた第3条にも、様々なご意見をいただきました。前文との整合性を図るため文言を修正いたしました。議会の有用性や議会としての建設的な議論などは自戒しながら、日々の議会活動にいかしてまいります。

第8条(市民に開かれた議会)

市役所内のモニターでの議会中継や議員要求資料の公開、市議会ホームページの刷新、会議録の公開時期の短縮など、さまざまなアイデアをいただきました。今後の検討にいかしてまいります。

第12条(議会報告会)

ご意見が一番多い条文でした。回数に関するもの、内容に関するものがありましたので、今後開催する議会報告会にいかしていきます。

第24条(条例の検証等)

検証の方法やサイクルについても、第三者委員会の設置や市民や学識経験者の意見を聞くこと、結果の公表などの提案をいただきました。方法については、適切な時期に検討いたします。

全般

議会報告会の開催に対する提案や条例に盛り込まなかった点を確認するもの、市民参加への期待を述べたもの、全会一致で採択した陳情が実行されない場合の打開策を求めるものなどがありました。

各党派 コメント

小金井市議会基本条例が施行されました。議会運営については申合せ事項等により対処していましたが、条例として確定、明文化し継続性と公開度を高めたことと、これまで多くの協議を重ねて制定に至った議員各位の努力を評価していただきます。

条例制定の目的と精神をいかして、市民の皆様へ納得のいく議会運営を目指します。

この間で協力いただきました議会事務局及び部局の方々に感謝いたします。

議長 篠原ひろし

市民の皆様のお力を借りて市議会の最高規範である議会基本条例を成立させることができました。皆様へ感謝申し上げます。条例制定の目標は市民の福祉の増進をめざすことです。条例の制定はスタートであり、私たち市議会が条例に盛り込まれた内容をどのように実践していくかです。条例制定を契機に、小金井市議会が市民の皆様にとって身近で、わかりやすくなるように、また政策提言や行政監視など地方自治法の趣旨に基づく役割がより一層果たせるように取り組んでまいります。

座長 森戸 洋子



活発な議論がとびかう議会基本条例策定代表者会議の様子

自由民主党小金井市議団

議会運営に関する取決めは小金井市の場合、全会一致が原則。このため本条例の策定にかなりの時間を費やしましたが、運営ルールや議員活動に関すること等、協議のうえ全体で一致点を見出せました。本条例制定により、市政が市民により身近なものとなるよう願っています。

日本共産党小金井市議団

議会が身近なものになるように、付託された責務と自覚を果たせるようにと時間をかけて議論してきたものが、ようやく日の目を見るにいたりしました。条例を十分に活用して、今年よりは来年、来年よりはその次へと、期待に応えられる議会にしていくために全力で頑張ります。

小金井市議会公明党

地方自治体の自主的な決定と責任の範囲は拡大し、議会の役割と責任も増大しています。従って今、議会は首長の監視役にとどまらず、住民福祉の増進を目指して、政策形成の機能を果たすことが求められています。この条例の設置により更に前進させます。

小金井市議会民進党

市議会の姿、議決までのプロセスを市民にお知らせし、市民参加を前に進める議会報告会実施などを盛り込んだ議会基本条例は、市議会の役割と責任を明確にし、市民との新たな関係を創る第一歩となるでしょう。

リベラル保守の会

小金井市議会のこれまで培ってきた伝統をふまえ、議会や議員のあるべき姿を明文化し、市民の皆さんにわかりやすい議会を目指すため議会基本条例を制定いたしました。私たちはこの条例に基づき、市民生活に最も身近な政治をより良いものにしてまいります。

生活者ネットワーク

難産の末誕生した、議会の責任・役割を表す条例です。市民参加の位置づけをより明確にしました。市長にだけ、議員にだけお任せしても市政はよくありません。政治は暮らしを良くするための道具です。条例を使いこなして、一緒に住みよいまち小金井をつくりましょう。

緑・市民自治こがねい

小金井市議会は一入会派が認められ、ひとりひとりの議員の活動が保障されている、市民の声を届けやすい議会です。新たにできた議会報告会や政策検討会を活かし市民参加の機会を増やします。本当の住民自治と民主主義を地域から実践しましょう。

こがねい市民会議

議会は、様々な市民の皆様のご意見を代弁する市議会議員の集まりです。価値観や主義主張の違う議員が共通の場で議論するためには、自ずとルールが必要となります。そのルールが、議会基本条例です。また、議会の活動状況を市民の皆様に公開するためのツールともなります。

小金井自由民主

自由民主党の小金井市議として議会活動をしてきました。議会基本条例の策定にあたり真に議会基本条例の有るべき姿を追求してきた結果、国の議院内閣制に則った政党政治とは違い、二元代表制を尊び自由で民主的で市民感覚を失わない議員活動を基本に活動しています。

市民意識調査について

市議会に対する市民の意識調査を、平成24年(2012年)4月下旬から5月上旬にかけて行いました。その結果から、以下に示すように、市民の皆さんの声が市政に反映されている実感が少ないなど、いくつかの課題が浮き彫りになりました。条例制定をきっかけに更に議会活動を充実させてまいります。

設問

市議会に市民の声が反映されていると思いますか?

※市民アンケートの結果の詳細は、小金井市ホームページ議会事務局のページに掲載しています。

